

《住所変更届提出のお願い》

協会けんぽでは、被扶養者(ご家族)様が特定健診を受診する際に必要な受診券^(※)やジェネリック医薬品軽減額通知等を被保険者(ご本人)様の住所宛てにお送りしております。

平成30年3月5日より日本年金機構ではマイナンバーを活用し、被保険者(ご本人)様の氏名・住所変更届は省略されておりますが、平成30年3月5日以前に変更された方は従来通り日本年金機構に氏名・住所の変更手続きは必要ですので、必ずご提出をお願い致します。

※送付対象は40歳～74歳の被扶養者(ご家族)様

宛名不明でお送り出来なかった件数

特定健診の受診券：約3,600件

ジェネリック医薬品軽減額通知：約3,500件

(平成30年9月末時点)



日本年金機構にご提出する

「健康保険被扶養者(異動)届」の添付書類が変更になります

平成30年10月1日以降、日本年金機構にご提出される「健康保険被扶養者(異動)届」の添付書類の取扱いが下記の添付書類一覧のとおり変更になります。

○添付書類について

扶養認定を受ける方の続柄や年間収入を確認するため添付書類一覧のうち、扶養認定を受ける方が被保険者(ご本人)様と同居している場合は項番1・2を、別居している場合は項番1・2・3を添付してください。なお、一定の要件を満たした場合は書類の添付を省略することが可能となります。

項番	目的	添付書類	添付の省略ができる場合
1	続柄の確認	次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票 ^(※1) (提出日から90日以内に発行されたもの)	次のいずれにも該当する場合 ・被保険者様と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されていること ・左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主様が届書に記載していること
2	収入の確認	・年間収入が「130万円未満」 ^(※2) であることが確認できる課税証明書等の書類	・扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を、事業主様が届書に記載しているとき ^(※3) ・16歳未満のとき
3	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類	・振込の場合：預金通帳等の写し ・送金の場合：現金書留の控え(写し)	・16歳未満のとき ・16歳以上の学生のとき

※1. 被保険者様と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者様が世帯主である場合に限りです。

※2. 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は年間収入が「180万円未満」です。(収入には公的年金も含まれます)
・60歳以上の方・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

※3. 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。

被保険者様と扶養認定を受ける方との同居の確認については、日本年金機構で確認を行うため原則、書類の添付は不要ですが、確認できない場合には別途、住民票の提出を求められることがあります。

上記についてご不明な点がございましたら「ねんきん加入者ダイヤル」へお問い合わせをお願いいたします!

電話番号: **0570-007-123**

月～金曜日 午前8:30～午後7:00

第2土曜日 午前9:00～午後5:00

協会けんぽ埼玉支部は 生活習慣病の重症化予防に取り組んでいます！

取組み 1 未治療者への受診勧奨

健康診断の結果で、血圧・血糖の検査値が「要治療域※」と判定された方の約半数は、医療機関への受診が確認できない状況にあります。そこで協会けんぽでは、こうした方々にかかりつけ医へ早期に受診していただくためのご案内をお送りしています。医療機関を受診して生活習慣病等の早期発見・早期治療につなげましょう。

※要治療域

収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c (ヘモグロビンエーワンシー)
160mmHg 以上	100mmHg 以上	126mg/dl 以上	6.5%以上



取組み 2 糖尿病性腎症重症化予防プログラムの実施

協会けんぽ埼玉支部では、糖尿病で治療中かつ CKD(慢性腎臓病)ステージ分類で糖尿病の重症化リスクが高い方を対象に、保健師等の専門職が食事や運動などの生活習慣改善を約6か月間支援するプログラムを実施しています。対象の方や県内の医療機関へご案内文書をお送りしていますので、ご案内が届いた方、かかりつけ医からプログラム参加を推薦された方は、是非このプログラムにご参加ください。

糖尿病は恐ろしい病気です！

日本人の4人に1人は糖尿病またはその予備群と言われています。自覚症状がないまま進行し、重症化すると「糖尿病性網膜症」による失明、「糖尿病性腎症」による人工透析、「糖尿病性神経障害」による足の切断など、QOL(生活の質)を著しく低下させます。



退職後のすみやかな保険証返却にご協力ください！



保険証が使用できるのは**資格喪失日の前日**までです。

資格を喪失された場合は、日本年金機構にお届けいただく『**資格喪失届**』もしくは『**被扶養者異動届**』に**必ず保険証を添付**していただきますようお願い致します。

※日本年金機構に資格喪失届を提出後に保険証を回収した場合について

協会けんぽでは、資格喪失後の保険証返却が確認できなかった場合、日本年金機構での資格喪失届の処理後、約2週間の間に資格喪失された被保険者(ご本人)様宛てに保険証の返却についての文書をお送りしております。そのため、資格喪失された加入者様の保険証を回収した際は、

その都度すみやかに協会けんぽへのご返却をお願い致します。

 **全国健康保険協会 埼玉支部**

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>



協会けんぽへの
各種申請手続きは
郵送で行うことができます！

〒330-8686

埼玉県さいたま市大宮区錦町 682-2 大宮情報文化センター (JACK 大宮) 16 階

代表

保険証・保険給付金・任意継続の申請など

048-658-5919

レセプトグループ

交通事故・医療費通知など

048-658-5914

保健グループ

健診・保健指導・健康経営など

048-658-5915

企画総務グループ

健康保険委員・広報など

048-658-5918